

長 建 協 発 第 5 1 5 号
平 成 2 8 年 2 月 2 2 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
〔 公 印 省 略 〕

平成28年春の全国交通安全運動の実施について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、長崎県交通安全推進県民協議会では、標記運動を平成28年4月6日(水)から4月15日(金)までの10日間、別添「実施要綱」のとおり実施することとなりました。

今回の運動は、運動の基本を「子供と高齢者の交通事故防止」として掲げ、運動の重点を

- 自転車の安全利用の推進（特に自転車安全利用五則の周知徹底）
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

の3項目として、県民総ぐるみの交通安全運動を推進することとなっております。

つきましては、同協議会会長及び長崎県知事より別添のとおり協力依頼がまいっておりますので、地域や組織の実情に応じて住民が参加しやすく、創意を凝らした計画等を策定し、県民総ぐるみの交通安全運動として積極的な広報啓発活動を推進していただきますようよろしくお願い申し上げます。

☆お問い合わせ先

長崎県県民生活部交通・地域安全課 担当：本田

T E L 0 9 5 - 8 9 5 - 2 3 4 1

F A X 0 9 5 - 8 9 5 - 2 5 9 8